

- ・法人は、役員、政令で定める使用人について作成する。
- ・個人は、申請者、政令で定める使用人について作成する。
- ・代表者の電話番号は、個人で使用している携帯電話の番号を記載すること。

添付書類(9)

代表者等の連絡先に関する調書

住民票上の住所と実際の住所が異なる場合は、併記すること。

免許を受けようとする者(法人である場合にあつては、その役員)		
(フリガナ) 氏名	住所	電話番号
政令第二条の二で定める使用人		
(フリガナ) 氏名	住所	電話番号

上記のとおり相違ありません。

令和7年 4月 1日

氏名

この書面に記載した者全員の氏名、又は代表者氏名(業者の商号又は名称を併記)を記入すること。

建宅不動産株式会社
代表取締役 宮城 太郎